

公益法人に対する随意契約の見直し状況(物品・役務等)

様式6-4

支出元番号	物品役務等の名称及び数量	契約前担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと社会法中の特例条項及び理由(企業競争は否)	予定価格	契約金額	利率	所財物の負の率	公益法人の特色			備考	点検結果 (見直し対象はの内容)	継続支出 の有無
											公益法人の区分	定款・定章書	定款・定章書			
国土交通省	ガーデンツーリズムの効果的な普及促進及び支援手法検討調査	都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和2年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、平成31年4月に「園間交流連携促進計画登録制度(通称:ガーデンツーリズム登録制度)」が創設されたにもかかわらず、登録制度の運用及び園内外への効果的な普及促進を行うとともに、登録団体・関係組織への効果的な支援について調査検討、実施を行うことを通じて、全国的なガーデンツーリズムの普及・推進を図ることを目的とするものである。本業務の履行にあたっては、登録制度の取組から効果的な支援を図るための能力、ガーデンツーリズムの効果的な効果的効果的な園内外へのPR方法の検討及び実施するための能力が必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、応募予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続を行ったことである。企画競争実施のため、令和2年2月14日から令和2年3月8日までの期間、庁内関係部及び関連情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、企画競争実施委員及び都市局企画競争有識者委員会に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的精度及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	27,900,000	27,900,000	100.0%	-	公財	国認定	1		本業務は、各地域における園間連携の取組の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行なうなど、競争性を高める取組を実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める取組を行うこととし、引き続き一者応募の取組に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	令和2年度海外における日本園遊会復興支援策の調査	都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和2年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、維持管理に課題のある海外日本園遊会に修復支援を実施し、外国人技術者でも園内の維持管理を適切に行うことのできる分りやすいマニュアルの作成や講習会等を行うことで、日本の園遊会技術の海外展開の促進を図るものである。本業務の履行にあたっては、海外日本園遊会の修復計画の作成、修復事業を実施する能力及び修復後の園内の維持管理マニュアル作成等を実施する能力が必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、応募予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続を行ったことである。企画競争実施のため、令和2年2月14日から令和2年3月8日までの期間、庁内関係部及び関連情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、6者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、企画競争実施委員及び都市局企画競争有識者委員会に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的精度及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	44,924,000	44,907,500	100.0%	-	公財	国認定	1		本業務は、対日理解の促進やインバウンドの拡大、日本の園遊会・緑化技術や文化の海外展開の促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行なうなど、競争性を高める取組を実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める取組を行うこととし、引き続き一者応募の取組に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	緑化施設等による都市の暑熱対策に関する実証調査	都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和2年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、暑熱緩和に資する緑化技術の開発および、その技術の普及の促進を目的とし、平成29年～30年度の簡易テストを経て実証調査(パートナーに認定された緑化施設等を設置・運用、緑化施設等による暑熱対策の普及に必要な効果検証)を行う、さらには民間事業者と連携し、緑化施設等による暑熱対策の普及のめを目的とするものである。本業務の履行にあたっては、今後の緑化施設等による暑熱対策の普及に向けて、緑化施設を複数組み合わせて設置・運用し、温度・湿度・気象や利用状況等の効果検証を行うための能力や、効果的・効果的なPR方法の調査検討、及び有効と考えられるPR方法を実施するための能力が必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、応募予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続を行ったことである。企画競争実施のため、令和2年2月14日から令和2年3月8日までの期間、庁内関係部及び関連情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、企画競争実施委員及び都市局企画競争有識者委員会に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的精度及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	12,914,000	12,908,500	100.0%	-	公財	国認定	1		本業務は、都市緑化による暑熱対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行なうなど、競争性を高める取組を実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める取組を行うこととし、引き続き一者応募の取組に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	都市緑化等による温室効果ガス吸収対策の推進等に関する調査	都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和2年4月1日	公益財団法人都市緑化機構 東京都千代田区神保町3-2-3	9010005011405	本業務は、首都圏定住第二約束期間(2013年～2020年)における、各約事務所に提出する都市緑化等による温室効果ガスの吸収量の算出に係るデータ整備を行うとともに、パリ協定に基づく2020年以降の都市緑化等による吸収対策に係る対応等について検討を行い、都市緑化等による地球温暖化対策への貢献を促進することを目的とするものである。本業務の履行にあたっては、各約事務所に提出する都市緑化等による温室効果ガスの算出、首都圏定住第二約束期間以降の新たな取組への対応方針の検討等を行うための能力が必要である。このため、本件は価格中心による一般競争に馴染まず、応募予定者の知識や経験、業務の実施方針、特定テーマに対する企画提案等を評価し、請負者を選定できる企画競争により発注することが適切であり、当該手続を行ったことである。企画競争実施のため、令和2年2月19日から令和2年3月8日までの期間、庁内関係部及び関連情報公開システムにて本業務に係る企画を募集したところ、4者が業務説明書の交付を求め、期限までに1者から企画提案書の提出があった。提出のあった1者の企画提案書の内容について、評価者3名による匿名審査方式による書類審査を行い、企画競争実施委員及び都市局企画競争有識者委員会に諮った結果、公益財団法人都市緑化機構の企画提案が特定された。その内容は、業務の理解度が高く、特定テーマに対する企画提案についても的精度及び実現性があり、本業務の遂行に当たって十分な専門性、経験を有していると判断されることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同法人と随意契約を行うものである。	10,681,000	10,670,000	99.9%	-	公財	国認定	1		本業務は、都市緑化等による地球温暖化対策の推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行なうなど、競争性を高める取組を実施したが、一者応募となっているものである。今後は、参加拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める取組を行うこととし、引き続き一者応募の取組に取り組みをとする。また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

支出元種別	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	競争契約によることと公益財団法人の競争優遇及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	利率	再掲後の役員の数	公益法人の場合				備考	点検結果 (異議申し立ての内容)	
											公益法人の区分	特定公益目的事業の区分	忘れ/忘れ/忘れ	忘れ/忘れ/忘れ		異議申し立ての有無	異議申し立ての内容
国土交通省	事業用自動車の重大事故に関する事故調査分析事業一式	支出負担行為担当官 国土交通省自動車局 一乗 藤之 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和2年4月1日	公益財団法人交通安全総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-6	2010006018547	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本事業は、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、道路運送法第108条の13に基づき交通安全調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	56,720,841	56,950,000	99.7%	-	公財	国認定	1		本事業は、社会的に影響の大きな事業用自動車の重大事故について事故原因の調査分析及び原因究明を行い、再発防止策を講じたといった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化など、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める取組みを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においては公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。		有
国土交通省	令和2年度民族共生象徴空間構成施設の管理運営	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局 水島 敬治 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年4月1日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7	1430005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号、以下「法」という。)(第2条第1項)において、「民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)に委任するものとする。」が定められている。 指定法人の指定については、同法の第111条の規定に基づき、令和元年5月24日付で公益財団法人アイヌ民族文化財団が指定されている。 以上より、当該業務を行う指定法人は、公益財団法人アイヌ民族文化財団であることから、契約の性質又は目的が競争を許さず、会計法(昭和22年法律第35条)第29条の3第4項に基づき競争契約するものである。	1,722,264,000	1,722,264,000	100.0%	-	公財	国認定	1		本事業は、アイヌ文化の復興・創造といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第9条第1項及び第2項の「指定」により指定されているものであり、変更しが困難である。		有
国土交通省	常時自動計測による構造物の有状態監視システムの開発	支出負担行為担当官 国土交通省大臣官務 木村 真良 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和2年4月10日	公益財団法人鉄道総合技術研究所 東京都府中市町2-8-38	3012405002559	本事業は、実用段階に達していない技術シーズや事業技術の現場実証を行い、技術シーズの実用化や新技術の現場実証を推進する新技術導入促進調査において、「常時自動計測による構造物の有状態監視システムの開発」について、研究開発を進めるものである。具体的には構造物にセンサーを設置して常時自動計測することで、構造物の損傷の有無や振動状態を特定するアルゴリズムの適用性を検証し、常時自動計測システムの基本仕様を策定及びマニュアル化を図るものである。 本研究を遂行するにあたっては、以下の応募要件に示す高い技術力を有している必要がある。公益財団法人鉄道総合技術研究所は、本研究開発に係る以下の応募要件を全て満たしており、かつ、本研究開発を遂行する能力を有する機関は、ある限りにおいて本研究体以外に存在しない。このため、当該研究体を特定法人等と特定した上で、以下の応募要件を満たすと認められない場合に特定法人等との随時契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を招請する公募」を行ったこと、参加意思確認書を提出するものがないことが「応募要件」 【技術力に関する要件】 本研究を実施するにあたり、以下の要件を満たす。 1) 鉄道施設の維持管理や健全性評価に関する知見を有すること。 2) 鉄道構造物のモニタリングに関するセンサアルゴリズムについて知見を有すること。 【業務執行体制に関する要件】 研究代表者及び研究分担者は、以下のいずれかに該当すること。 1) 学位(修士課程以上の学位)を有し、かつ、博士(工学)又は同等学歴を有する研究開発者(博士課程以上の学位)を有する研究者(国家公務員(昭和24年法律第10号)第2条に規定する一級職に属する職員を除く。ただし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)の適用を受ける者及び非常勤職員はこの限りでない。) 2) 研究主たる事業目的とする、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、又は当該法人に所属する研究者。 3) 日本に登記されている民間企業等又は当該法人に所属する研究者。 ※日本に登記されている民間企業等は、以下の基準を満たすことを条件とする。 ① 民法、商法その他の法律により設立された法人であること。 ② 定款及び財務諸表を有すること。 ③ 研究費の総経理に相応しい仕組みを備えていること。 以上のことから、本委託業務を遂行することができるのは、「参加意思確認書の提出を招請する公募」に当たり、特定法人等として特定していた、公益財団法人鉄道総合技術研究所しかなく、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため、当該研究体を特定法人等として、選定するものである。	22,139,530	21,933,621	99.1%	-	公財	国認定	1		本事業は、鉄道輸送の安全性向上といった政策目的の達成のために必要な支出であり、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものである。なお、本事業は令和3年度に終了する事業である。		有
国土交通省	河川川下流広域情報連携活動推進事業一式	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 荒川 崇二 東京都北区志茂5-41-1	令和2年4月15日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本事業は、荒川知事資料館(以下「資料館」という。)を拠点とした広報活動の支援及び展示会・見学会等の運営補助を行うことにより、河川行政の情報の促進や荒川下流域の水防意識の向上を図るとともに、広報職員を支援し、広報啓発活動の円滑な実施を図ることを目的とする。 本事業を遂行するためには、高度な企画力が必要とことから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマなどを含めた企画提案書、公平性・透明性及び競争性が確保される企画競争により選定を行った。 公益財団法人日本生態系協会、企画提案書を公平な競争環境下で実施するの適切と認められたため、委託業者と契約を行うものである。	13,663,000	13,530,000	99.0%	-	公財	国認定	1		本事業は、河川行政及び水防意識の向上といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うこと、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものである。今後は、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討に取り組みなど競争性を高める取組みを行うこととし、引き続き一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題は無い。		有

支出元種別	物品役務等の名称及び数量 にその所属する得意名の名称及び所在地	契約締結の年月日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることと法令上の規定の趣旨及び理由 (随意競争は公算)	予定価格	契約金額	利率	再見積りの有無	公算法人の場合			備考	点検結果 (異議事項はその内容)	
										公算法人の区分	認定・特選・特選前	忘れ・忘れ前		継続実行の意思	継続実行の意思
国土交通省	R2荒川下流学習支援推進業務	令和2年4月15日	公益財団法人日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、荒川の維持・荒川放水路建設の継続、荒川の治水や自然環境の現状等に関する学習支援を行うことにより、水防の確保の向上及び河川環境保全意識の啓蒙に資することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力が必要とことから、配置予定技術者の業務実績及び特定テーマを含めた企画提案を求め、公平性及び競争性を確保した上で、公益財団法人日本生態系協会を、企画提案書をふまえた随意契約を実施するに適切と認められたため、左記者と契約を行うものである。	15,981,000	15,015,000	99.6%	-	公財	国認定	1		有	本業務は、水防及び河川環境保全の推進等といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものがある。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	海浜における地域づくり支援方策検討業務	令和2年4月20日	公益財団法人リバーフロンティア研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、砂浜利用の柔軟な運用に向け、海岸利用者のニーズを把握し、多様な主体が一体となった取組を進めるための支援方法を検討することにより砂浜の有する多様な価値を高め、海岸を活用した地域活性化を実現する能力を要するものである。 今般、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の企画提案は本業務に対する業務理解度及び的確性が高く、企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	11,825,000	11,770,000	99.5%	-	公財	国認定	1		無	本業務は、全国に設定する標準地の正常な価格を公表するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものがある。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	令和2年度 河川に係る活動に関する広報企画業務	令和2年5月7日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、水循環の健全化に寄与する活動団体等を表彰する「日本水大賞」の運営を補助するとともに、水防に関する活動の必要増加に資する広報方法を企画することで、水防や河川の維持・環境の保全等に資する活動の活性化に資することを目的とする。 本業務の実施においては、水防に関する基本的な理念である水防災害社会の発現に向け、防災教育や避難訓練等を実施し、河川に関する理解について留意し、情報の発信に資する取組みや活動特性に応じた広報や広報企画を行う能力が必要と認められ、十分な経験と高度な知識が求められることから、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、「業務方針・実施テーマ・特定テーマ」に対する企画提案の的確性及び実現性で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	20,053,000	20,053,000	100.0%	-	公財	国認定	1		無	本業務は、水防災や河川の維持・環境の保全といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものがある。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	新たな水環境管理に関する検討業務	令和2年5月15日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2社 東京都新宿区水道町3-1	401105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、効果的な季節別運転方法等を検討するとともに、今後、現場において環境基準及び排水基準が大幅な削減から大幅な増加に転じた場合の下水道処理能力の確保、および気候変動による下水道管網の老朽化、合流式下水道の改善等に関する検討を行うとともに、社会経済状況を踏まえた計画排水計画、計画処理水のあり方、および下水情報の新たな活用方法について検討することを目的とする。 本業務の実施にあたり、気候変動による影響を踏まえた計画排水計画の検討が必要不可欠であるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、調査すべき事項が適切に把握されていたことと、水環境の劣悪化防止や水質改善の取組方法に関する検討、また、ハードとソフトを組み合わせた総合的な治水対策の効果的な推進方策について検討し、治水推進の取組を促すことと見做される。業務の実態にあり、気候変動の影響を考慮した取組を推進するため、「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」等の検討が必要不可欠であったため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、調査すべき事項が適切に把握されていたことと、気候変動を踏まえた計画排水のあり方に関する検討、また、ハードとソフトを組み合わせた総合的な治水対策の効果的な推進方策について検討し、治水推進の取組を促すことと見做される。業務の実態にあり、気候変動の影響を考慮した取組を推進するため、「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」等の検討が必要不可欠であったため、今般、企画競争による手続きを行った。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	47,971,000	47,927,000	99.9%	-	公財	国認定	1		無	本業務は、効果的な季節別運転方法等の検討といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものがある。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	下水道による総合的な都市浸水対策の推進方策検討業務	令和2年5月15日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2社 東京都新宿区水道町3-1	401105003503	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、これまでの下水道による都市浸水対策の取組を踏まえつつ、気候変動の影響等を考慮した取組を推進するため、気候変動を踏まえた計画目標の外力の設定について検討するとともに、施設だけでは防ぎきれない水害が増加している現状を踏まえ、ハードとソフトを組み合わせた総合的な治水対策の効果的な推進方策について検討し、治水推進の取組を促すことと見做される。業務の実態にあり、気候変動の影響を考慮した取組を推進するため、「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」等の検討が必要不可欠であったため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、調査すべき事項が適切に把握されていたことと、気候変動を踏まえた計画目標の外力の設定に関する検討、また、ハードとソフトを組み合わせた総合的な治水対策の効果的な推進方策について検討し、治水推進の取組を促すことと見做される。業務の実態にあり、気候変動の影響を考慮した取組を推進するため、「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)」等の検討が必要不可欠であったため、今般、企画競争による手続きを行った。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	49,940,000	49,940,000	100.0%	-	公財	国認定	1		無	本業務は、浸水被害の早期軽減といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものがある。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。
国土交通省	河川事業の広域等に関する資料作成業務	令和2年5月18日	公益社団法人日本河川協会 東京都千代田区麹町2-6-5	5010005016762	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、統合化・統合化する水管へ対応するため、河川事業等について事業に推進してきたが、さらなる事業の連携および協業の縮小を図るためには、水管の集約やそれに対する河川事業等の効果について広く社会全体へ発信し国民の理解を得ることが不可欠である。本業務では、近年の水管の状況や河川行政の進捗、河川整備状況等についてとりまとめ広報資料を作成するとともに、事業の効果等を発信するための推進活動を行う。本業務の実施にあたっては、河川事業、河川行政等に関する高度な知識と技術が必要とされるため、今般、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の企画提案は業務理解度や特定テーマに対する的確性及び実現性の観点から優れていると企画競争審査委員会において特定された。 よって、本業務を遂行しうる者として、左記相手方と随意契約を締結するものである。	11,946,000	11,946,000	100.0%	-	公財	国認定	1		無	本業務は、統合化・統合化する水管への対応といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取組みを実施したが、一者応募となつていないものがある。引き続き透明性の向上に努めるなど一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。

支出元種別	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	随時契約によることとなる場合の随時契約の内容及び理由(随時競争は否)	予定価格	契約金額	利率	再契約の役員の数	公団法人的の場合			備考	点検結果 (異議を唱じその内容)	
											公団法の採 取	採否(物品 前開規定の 前)	採否(記録 前)		結果	結果
国土交通省	ウォーカブルな街路空間を実現するための制度・運用方策に関する調査検討	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年5月21日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他4者 東京都中央区本郷3-23-1	810005003758	本業務では、街路空間をウォーカブルな空間へ再構築・利活用する際の制度及び運用方策等について、調査・検討を行い、「原心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた取り組みの一層の推進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都府県等に開示された資料を参照していることが必ずあり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い理解を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て決定することと併せて、価格中心による一層競争ではない、当該手続きを行ったことである。 その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があることと判断したことから、企画競争審査委員会及び企画競争審査委員会に当該共同提案体を選定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、ウォーカブルな街路空間を実現するための制度・運用方策に関する調査検討公益社団法人日本交通計画協会・株式会社国際開発コンサルタンツ共同提案体と随時契約を行うものである。	13,904,000	13,992,000	99.8%	-	公社	国認定	2		本業務は、「原心地が良く歩きたくなる」まちなか創出といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の提示し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	ウォーカブルな都市を支える都市交通システムについての調査検討業務	支出負担行為担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年5月21日	共同提案体(代表者) 公益社団法人日本交通計画協会 他4者 東京都中央区本郷3-23-1	810005003758	本業務では、ウォーカブルな都市空間づくりを主眼として都市交通政策を進める上で、都市交通システムのあり方について調査・検討し、意圖の指針となる資料の作成を行うとともに、国における支援制度の検討等を行うことで、もって「原心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた取組の一層の推進を図ることを目的とする。 本業務を行うにあたっては、都市交通政策に関する資料を参照していることが必ずあり、担当者の知識や経験及び本業務のテーマ等の検討方法についての幅広い理解を評価し、優れた提案を選定する企画競争を経て決定することと併せて、価格中心による一層競争ではない、当該手続きを行ったことである。 その結果、左記相手方の企画提案は、本業務の趣旨を的確に理解し、妥当性の高い実施手順を提示しており、特定テーマに対する企画提案についても、的確性があるものと判断したこと。また、本業務の遂行にあたって十分な専門性、経験があることと判断したことから、企画競争審査委員会及び企画競争審査委員会に当該共同提案体を選定したものである。したがって本調査については、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号に基づき、ウォーカブルな都市を支える都市交通システムについての調査検討公益社団法人日本交通計画協会・株式会社建設技術研究所・日本工業株式会社共同提案体と随時契約を行うものである。	13,992,000	13,970,000	99.8%	-	公社	国認定	4		本業務は、「原心地が良く歩きたくなる」まちなか創出といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の提示し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有
国土交通省	雨天時における下水道の運送処理等に係る検討業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁壽 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年5月22日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他2社 東京都新宿区水道町3-1	401110503503	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務では、雨天時浸入水に起因する事象の発生実績がある地方公共団体が、雨天時浸入水対策ガイドラインに基づき、雨天時浸入水対策計画を速やかに策定するための促進方策を検討するとともに、処理場における運転管理の高度化について検討し、下水処理場における雨天時の運送処理を推進することを目的とする。 業務の実施にあり、地方公共団体が、早急かつ円滑に雨天時浸入水対策計画が策定できるような方策や処理場における雨天時の運転管理等の対応方策の検討が必要不可欠であること、今後、企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案は、重要すべき事項を適切に理解していることと判断し、急務かつ円滑な雨天時浸入水対策計画策定に関する検討において、地方公共団体からのヒアリング結果をもとに様々な視点からの対策策定方策の検討方法など、具体的な方法が示されており、特定テーマに関する企画提案の的確性及び実現性の観点等から妥当であるとして、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随時契約を締結するものである。	24,937,000	24,993,000	99.8%	-	公財	国認定	1		本業務は、下水道の適切な雨天時の処理推進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の提示し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。引き続き透明性の向上を図るとともに、一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	令和2年度 防災教育及び河川教育の普及・展開に関する広域検討・資料作成業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁壽 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年5月28日	公益財団法人河川財団 東京都中央区日本橋小田馬町11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、(1)中学校教育現場において実効性のある防災教育を実施するための広域資料等の検討、(2)防災教育の事例収集及び広域資料作成、(3)防災教育に関する広域性を行い、学校教育等における防災教育及び河川教育の充実を図ることを目的とするものである。本業務の実現にあたっては、防災教育及び河川教育の普及・展開を行うにあたり、これまで共同実施は類似業務を行い、高度な専門的知見を有している必要があることから、今後企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の企画提案は、「的確性」、「実現性」で優れており、当該業務の遂行に十分な能力を有すると企画競争審査委員会において認められた。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随時契約を締結するものである。	13,816,000	13,805,000	99.9%	-	公財	国認定	1		本業務は、防災教育及び河川教育の充実といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の提示し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。引き続き透明性の向上を図るとともに、一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	令和2年度下水道施設における資源有効利用機器形成業務	支出負担行為担当官 水管理・国土保全局長 五道 仁壽 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年5月29日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1社 東京都新宿区水道町3-1	401110503503	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務では、下水処理場におけるバイオマス・メタンガスやエネルギー拠点化に関する課題整理及び方策の検討を行うことにより、具体的な条件形成及び計画案の策定を支援することを目的とするものである。 本業務の実現にあたっては、下水処理場におけるエネルギー拠点化を検討する地方公共団体の課題に基づく調査を行い、拠点化における課題の整理及び解決を行うことと専門的知見に基づく検討が必要不可欠であるため、今後企画競争による手続きを行った。 その結果、左記相手方の提案には、下水処理場におけるエネルギー拠点化について検討するにあたり、必要となる情報収集の手段や想定される具体的な実施可能な各種設備の導入に関する高い提案が示されており、またその提案内容を裏付ける根拠も概ね示されていることから実現性が高いと評価された。 そのため、特定テーマに関する企画提案の実現性等の観点から企画競争審査委員会において妥当であるとして特定された。 よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と随時契約を締結するものである。	19,987,000	19,990,000	100.0%	-	公財	国認定	1		本業務は、下水道施設における資源有効利用といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の提示し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一者応募となっていないものである。引き続き透明性の向上を図るとともに、一者応募の解消に取り組むものとする。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無

支出元種別	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	競争契約によることと会計法第102条の3第4項(注)第2号(以下「競争」とは)を理由	予定価格	契約金額	利率率	再見積りの取扱い	公費法人の場合 公費法人の区分	公費法人の場合 公費法人の区分 公費法人の区分 公費法人の区分	備考	点検結果 (負値すなわちその内容)		
														競争方式の取扱い	競争方式の取扱い	
国土交通省	河川維持管理の水準向上に関する検討業務	支出員担当行担当官 大菅 隆二 国土保全局 長 五道 二郎 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年6月10日	共同提案体 公益財団法人河川財団 他1社 東京都中央区日本橋小田馬町11-9	901000500135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の3第3号 本業務は、河川維持管理の水準向上を推進していくことを目的として、河川における維持管理状況の事例収集及び分析を行い、各重点課題等での改善案や河川維持管理データベースの活用促進に必要な改良について検討するものである。 したがって、本業務の実施に当たっては、河川維持管理の現状を踏まえた、重点課題等での改善案や河川維持管理データベースの活用促進に必要な改良の検討において専門的技術が求められることから、企画提案を必要としない。 今後、企画競争による手続きを行い、その結果、左記相手方の提案は、実施方針等について本業務の業務項目を適切に把握するとともに、河川維持管理の水準向上等を検討するにあたって考慮すべき基準を体系的に理解した提案であり、本業務を最も適切に行える唯一の者として、左記相手方と競争契約を締結するものである。	34,087,000	33,979,000	99.7%	-	公財	国認定	2		本業務は、河川維持管理の水準向上を推進していくことを目的として、河川における維持管理状況の事例収集及び分析を行い、各重点課題等での改善案や河川維持管理データベースの活用促進に必要な改良について検討するものである。十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が見込まれると見られ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	下水道分野における革新的技術普及支援業務	支出員担当行担当官 大菅 隆二 国土保全局 長 五道 二郎 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年6月11日	公益財団法人日本下水道新技術機構 東京都新宿区水道町3-1	401110503953	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の3第3号 下水道事業については、人口減少を踏まえた下水道経営を改善するための省工本等によるコスト削減、増加する老朽化施設の適切な維持管理、更新、近き将来を展望した中長期の計画、下水道の有する資源・エネルギーの有効利用による循環型社会の構築や環境適応性対策など、様々な課題を抱えている。 また、平成29年8月に策定された下水道ビジョン加速実行計画においても、下水道をめぐむ社会情勢の変化等に対応し、下水道事業の持続性や適応性を高めるために、革新的技術の活用が求められている。 本業務は、下水道事業における意思疎通や協力のニーズを把握し、今後実施すべき技術開発の方向性を検討するとともに、これまでに一般化された革新的技術等と普及の方向性についてまとめ、下水道分野における技術開発を促進させることとする。 本業務の実施に当たっては、下水道分野の技術開発に関する幅広い知識や、シーズとニーズのマッチングや他省庁の技術開発制度を踏まえた上で企画や、優れた技術シーズの発掘方法を踏まえた検討が必要不可欠であり、今後、企画競争による手続きを行う。 その結果、左記相手方は、業務の理解度及び実施手段が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を適切に行える者として、左記相手方と競争契約を締結するものである。	20,911,000	20,251,000	96.8%	-	公財	国認定	1		本業務は、下水道分野における技術開発促進といった政策目的の達成のために必要な支出であり、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一番応募となっていた応募者から応募が見込まれると見られ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	キャンピング、カンボジヤ等における自動車の型式認証、登録、点検・整備及び検査制度の整備・改修に関する施策の実行に向けた調査	支出員担当行担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 木村 実央 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年6月19日	公益財団法人日本自動車輸送技術協会 東京都港区谷3-2-5	401000504660	本調査に係る業務を実施するためには、 ・モニター及びカメラ等の自動車の型式認証、登録、点検・整備、検査制度の整備・改修に資する施策の実行について、多岐にわたる知識・技術・ノウハウを有し、 ・我が国の自動車関連産業が有する技術等に関する幅広い知識を有し、各国政府からの要望を取り組み、日本企業が提供可能な技術や知識と照らし合わせて、適切に調査する手法、 ・取扱国が日本の自動車に適用する各主要国の技術的手法、および現地政府内の承認プロセスを理解し、提出までのフォローアップを効果的に行う手法、 ・新技術の検証に備え、試験場・実証場等への参入の必要性や確保、理解促進を図る具体的な方法、および新技術の普及の促進、及び、現地政府との意思疎通に向けた準備の具体的な実施方法、 等を仕様書に盛り込む必要がある。 しかしながら、国土交通省には前述の要件を網羅したノウハウがなく、仕様書を作成するにあたって、民間企業が有する知識、知見、ネットワーク等のノウハウを活用した調査手法を企画提案することにより、その優れた提案を仕様書に盛り込む必要があるため、一般競争による企画競争を実施したものである。 当該法人は、提案要項に基づき企画競争を実施した結果、企画提案内容等において高い評価を受けて選定された法人であり、また、会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するものである。	22,026,318	11,527,161	52.3%	公財	国認定	2		本業務は、インフラシステムの海外展開といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、業務内容の明確化など、競争性を高める取り組みを実施したが、一番応募者からの応募が見込まれると見られ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	港湾における災害対応化検討業務	支出員担当行担当官 国土交通省大臣官房 会計課長 木村 実央 国土交通省港湾局長 高田 高行 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年6月23日	公益社団法人日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	701040500967	会計法第29条の3第4項 本業務は、「港湾等に突如する想定を超えた高潮・高波・暴風対策検討委員会」の中間とりまとめで示された、ハード対策が完了した後の対応に資する港湾の中長期の計画の作成や土質の調査でマニュアル作成の調査を依頼するとともに、将来発生が危惧されている大規模地震等に対応するため、災害対応マニュアル作成や除期間間情報の伝達方法等の港湾における災害対応の施策について検討を行うものであるが、災害発生が危惧されている大規模地震等に対して災害対応マニュアル等を検討するにあたって考慮すべき観点や今後に向け、明確なこと、仕様を定まることが困難である。専門的知識を有する者から企画提案を募り、優れた提案を仕様書に反映することによって最適な業務執行を行う必要があることから、企画競争を採用し、提出された企画提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者(契約の相手方)として特定した。(企画競争)	38,199,651	37,840,000	99.1%	-	公財	国認定	1		本業務は、港湾における災害対応といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加条件を新設した適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一番応募者からの応募が見込まれると見られ、点検の結果問題はない。 なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	無
国土交通省	自動運転車の転送に関する事故調査分析研究センター一式	支出員担当行担当官 国土交通省自動車局長 一見 隆之 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年6月24日	公益財団法人交通安全総合分析センター 東京都千代田区神田猿樂町2-7-6	201000501847	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の3第3号 本業務について、交通安全意識の向上を促進する公費を実施した結果、参加希望者の提出がなかったことから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の3第3号の規定により、当該契約の相手方と委託契約を締結したものである。 なお、当該契約の相手方は、交通安全法第108条の13に基づく交通安全調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。	40,092,278	39,931,169	99.6%	-	公財	国認定	1		本業務は、社会に被害の及ぶ自動運転車に関する事故原因の調査分析及び原因究明、再発防止策を講ずるための調査目的の達成のために必要な支出であるが、今後、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参加条件を新設した適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一番応募者からの応募が見込まれると見られ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	内水氾濫の特性を踏まえた自動運転の促進による防災対応化方策検討業務	支出員担当行担当官 水管理・国土保全局 長 五道 二郎 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年7月6日	共同提案体 公益財団法人日本下水道新技術機構 他1社 東京都新宿区水道町3-1	401110503953	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の3第3号 本業務は、「水防法に基づく雨水出水特別警報水位の指定方法について、新たに地下面以外の地区を対象として検討し、水防情報を活用し、住民の避難や避難の促進に資する業務を行うこと」を目的とする。 業務の実施に当たり、ハードタイプが短いなどの特徴を踏まえた雨水出水特別警報水位の指定方法や住民等の避難行動を踏まえた避難水位の算出手法の検討が必要不可欠であるため、今後、企画競争による手続きを行う。 その結果、左記相手方の提案は、本業務の理解度及び実施手段が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を最も適切に行える者として、左記相手方と競争契約を締結するものである。	13,915,000	13,915,000	100.0%	-	公財	国認定	1		本業務は、自動運転の促進による防災対応といった政策目的の達成のために必要な支出であり、再発防止策を講ずるための調査目的の達成のために必要な支出であるが、今後、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したが、一番応募者からの応募が見込まれると見られ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無
国土交通省	都市交通における自動運転バスの導入と環境整備に関する調査検討業務	支出員担当行担当官 都市局長 北村 知久 東京都千代田区霞が 関2-1-3	令和2年7月13日	共同提案体(代表者) 公益財団法人日本交通計画協会 他1者 東京都文京区本郷3-23-1	801000500758	本業務は、自動運転バスの社会実装に向けた実証実験等に対する都市交通の観点での調査分析や、新技術の導入促進の観点に向けた企画の開催を通じて、自動運転バスの社会実装に必要な環境整備について検討することを目的とする。本業務を行うにあたっては、公共交通の導入又は自動運転技術の導入に関する業務を行った実績を有していることが必要であり、当該調査や環境整備に関する調査分析センターとして指定を受け、事故調査を実施している唯一の法人である。 したがって、本業務の実施に当たっては、自動運転技術に関する専門的知識や、都市交通の現状を踏まえた調査分析や、環境整備の観点から必要な調査を行うこととする。 その結果、左記相手方の提案は、本業務の理解度及び実施手段が適切であり、特定テーマに関する企画提案の的確性、実現性等の観点も妥当であるとして、企画競争等審査委員会において特定された。よって、本業務を最も適切に行える者として、左記相手方と競争契約を締結するものである。	13,992,000	13,970,000	99.8%	-	公財	国認定	2		本業務は、都市交通における自動運転技術の活用促進といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が見込まれると見られ、点検の結果問題はない。 また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有

支出元種名	物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の名称又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとし、会計法等の関係条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	利率率	再評価の役員の数	公営法人の場合			備考	点検結果 (異議事項は其の内容)	
											公営法人の区分	参加条件の物理的制限の設定の有無	応札の応募者数		継続支出の金額	
国土交通省	系列を超えた会社間の協業による効率的かつ安定的な運航・整備体制確立のための調査	支出負担行為担当官 航空局長 和田 浩一 東京都千代田区霞が関2-1-3	令和2年11月12日	公益財団法人航空輸送技術センター 東京都港区三田1-3-39	101040500254	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本調査は、地域航空会社間の乗員の円滑な融通を可能とするための運航経路等を平準化・共通化するための課題抽出や、新規種への移行時の訓練による欠航等の影響の低減策等の調査、および安全を確保したうえで複数の整備拠点における整備業務の共同化を進めるとともに、運航を管理する各地域航空会社との間で適切に技術管理を行う体制を確立するために必要な調査を行うものであることから、企画競争を行ったこと、左記相手方の企画提案書が特定され、左記相手方と随意契約を締結したものである。	29,658,523	28,842,000	97.2%	-	公財	国認定	1	本業務は、地方航空路線の維持・活性化といった政策目的の達成のために必要な支出であり、競争性を高める取り組みを要したが、一斉応札となっているものである。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	無	
国土交通省	宿泊施設の生産性向上の推進に関する業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 高橋 一郎 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和2年12月23日	公益財団法人日本生産性本部 東京都千代田区平河町二丁目13-12	4011005003009	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、宿泊業が置かれている現状と課題、また、宿泊事業者が持つ問題意識と宿泊業界におけるこれまでの取り組み等を十分に把握し、宿泊事業者の労働生産性向上に大きく貢献できるシナジヤの創出や、イノベーションの導入を行う企画力を有している事が必要となるため、左記業者と企画競争方式による随意契約を行ったものである。	20,676,098	19,681,968	94.3%	-	公財	国認定	2	本業務は、宿泊業の生産性向上を要するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。なお、本業務は令和2年度限りの事業である。	有	
国土交通省	令和3年版観光白書「新たなスタイル」の確立に向けた調査分析業務	支出負担行為担当官 観光庁次長 高橋 一郎 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和3年1月29日	公益財団法人日本交通公社 東京都港区南青山2-7-29	501005018686	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、観光施策及び観光統計への知見のみならず、他分野に渡る統計データの活用、経済統計への構造、統計学、計量経済学に基づいた高度な分析能力を駆使できる能力、新たな分析手法を開発する企画力を有している事が必要となるため、企画競争方式による随意契約を行ったものである。	14,990,921	14,990,921	100.0%	-	公財	国認定	5	本業務は、観光白書の作成に向けた様々な観点からの分析を行い、今後の観光戦略策定といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、参加条件等の見直し、十分な契約準備期間の確保、業務内容の明確化、参入拡大を前提とした適切な業務内容の検討を行うなど、競争性を高める取り組みを実施したことにより、複数者からの応募が実現していると考えられ、点検の結果問題はない。また、企画競争における提案書の審査等においても公平性・公正性の確保が十分に図られており、問題はない。	有	
国土交通省	民族共生象徴空間の誘客・推進等委託業務	支出負担行為担当官 国土交通省北海道局長 後藤 真二 東京都千代田区霞が関2-1-2	令和3年2月4日	公益財団法人アイヌ民族文化財団 北海道札幌市中央区北1条西7	143005001164	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成31年法律第16号、以下「法」という。)第1項において、「指定法人」に委任するものとされており、この指定法人については、法第20条第1項の規定により、民族共生象徴空間構成施設等の管理、アイヌ文化の復興等に関する業務等を適正かつ確実に行うことができる認められるものを、企画を通じて一に限り、指定することとされていることである。そして、国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人として令和元年5月24日に公益財団法人アイヌ民族文化財団(以下「財団」という。)を指定したところであり、本業務は、当該指定事項の「管理」の一環として行われるものであり、具体的には、ウホホイを通じてアイヌ文化等の国民理解の促進等を図るために、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底するともに、ウホホイの認知度及び来場意欲の向上に資するプロモーション等を実施するものである。したがって、本業務契約の相手方としては、指定法人である財団ではなく、法の規定により、契約の相手方が一に定められているものとして、随意契約するものである。	1,982,308,000	1,982,308,000	100.0%	-	公財	国認定	1	本業務は、アイヌ文化の復興・創造といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、当該契約相手方は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)第6条第1項及び第20条第1項の規定により特定されているものであり、見直しは困難である。なお、本業務は令和3年度終了する事業である。	無	

1「公益財団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は、「特別財団法人」をいう。
2「必要の事実を加えることその他所要の記載を加えることができる。」